

第14回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金) 午後2時00分から午後3時45分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	松下 富男
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	10	中島 準一
委員	2	林田 清光	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	4	保井 章	委員	13	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	14	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	15	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席16番 寺田 勝典 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 田村 正弘 委員
議席12番 田井中 勲 委員

8. 総会

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第70号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

5) 報告事項

- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	大谷 茂
局次長	村田 浩司
局長補佐	福田 悟司
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

- 事務局長 第14回甲賀市農業委員会総会を開会
- 事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長
 - ・「緊急事態宣言」延長に伴う地域ブロック会議の中止
 - ・令和2年の新規就農者調査（農林水産省）の結果の公表
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席16番寺田勝典委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席11番田村正弘委員と、議席12番田井中勲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
- 議 長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第68号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号9番については、議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号27番と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第68号、農地法第4条、整理番号9番及び議案第69号、農地法第5条、整理番号27番については、関連性があるため一括して説明します。
整理番号9番の議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページ、土地利用計画図は3ページ、整理番号27番の議案書は4ページ、議案書調書は7ページの中段、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。
土地利用計画図で、南側の市道に面した小さい方の区域が第4条、北側の大きい方の区域が第5条のそれぞれの申請区域です。申請地は、市街化調整区域内の第3

種農地です。

本案件は、6月の総会で甲賀地域農業振興地域整備計画の変更、農用地の除外について審議いただいたもので、農地所有者個人の駐車場としての第4条許可申請、及び経営する医院の駐車場としての第5条許可申請です。造成工事としては、全体的に盛土をし、アスファルト舗装にて仕上げる計画となっています。雨水は、道路側溝及び用悪水路へ直接または敷地内の新設水路を通して放流する計画です。隣地に耕作されている農地はありません。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第4条第6項及び第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号9番、5条調書、整理番号27番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

申請地域9番と27番、ともに申請者が経営する土地であり、以前に田から畑への地目変更申請があったところです。以降、申請地の管理をされておりましたが、経営する医院での従業員の駐車場が少ないということと、来院者が多い時に、駐車場が逼迫するので、申請地27番は医院の従業員の駐車場として、申請地9番は自宅への来客用の駐車場として、ともに駐車場としての今回の申請です。ここは以前から、小さな木を植えているような状態で、不耕作地として除外されている所で、今回の申請に何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 続いて、区域番号24番岡本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号24番岡本です。

申請地は宅地に隣接し、また医院に隣接した農地ですが、土地改良事業や集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、4条調書、整理番号9番、5条調書、整理番号27番を、一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、まず、4条調書、整理番号9番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号9番については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号27番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号27番については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、4条調書、整理番号10番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10番について説明します。議案書は2ページ、参考図は4ページ、5ページ、土地利用計画図は6ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

屋敷畑であった農地を、住宅への進入路、駐車場及び庭とする申請です。以前から住宅の進入路として利用し、進入路の東西の畑地は、刎干し場としても利用されてきました。機械化により刎干し場が不要になったことから、昭和45年頃に西側の畑地を庭として整備されています。平成20年頃には、車の台数が増えたことから東側を駐車場にされています。隣地に耕作されている農地はなく、転用することによって周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号10番については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

現地確認は、8月8日に申請人立ち会いのもと実施いたしました。自宅前に位

置する白地農地です。事務局から説明とおりの顛末書案件で、一部畑として利用されていますが、以前より進入路と駐車場として無許可のまま転用されていたことに間違いありません。申請人は、今回の違反転用を大変反省し、今後は法令遵守を念頭に入れ、進めるようにしております。雨水等の排水も現有の排水路を利用しており、周辺への影響はないものと考えます。よってこの申請につきまして、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号35番小林推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号35番小林です。

申請地は、宅地に隣接した農地で、庭、進入路及び駐車場としての利用で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化の推進には支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号10番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号10番については、許可とすることに決定いたします。
議案第68号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号20番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第69号、整理番号20番について説明します。議案書は4ページ、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画図は9ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を資材置場にするため申請されました。計画によると、譲渡人から申請地を購入し、建築工事の資材及び解体工事における廃材の一時保管場所として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、敷地内に設ける水路で柵に

集水し、道路側溝に放流されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用することによって周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号20番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

8月5日、申請地を確認しました。申請地は、住宅区域内の端に面し、道路と住宅及び空き地に隣接しており、隣接空き地の一部と一体の状態で、農地として取り残されておりました。また、隣接する空き地は、過去に住宅があり、転居により住宅が撤去され空き地となり、現在そのまま状態となっております。この度の転用目的により、周囲に影響を及ぼすことはないと考えられることから、許可相当と思われます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号9番福野推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号9番福野です。

申請地は住宅に隣接した農地で、土地改良事業には該当しません。また集落が進める農地利用最適化の推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号20番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20番については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号21番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号21番について説明します。参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画図は12ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第1種住居地域内の第3種農地です。

老人ホームの建設を目的として申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、2階建て建築面積440平方メートル、延べ面積860平方メートル、24室の介護付き有料老人ホームを建築されます。造成工事は、敷地全体に盛土をされます。敷地南側、東側には擁壁を設置されるので土砂の流出はないと考えられます。雨水排水は敷地内に水路を設置し、道路側溝へ放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 整理番号21番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲受人は、申請地の隣地に平成27年に認知症対応型グループホームを開設、運営されておられます。以後、入所希望者が年々増え、全ての受け入れができず、施設の増設を考えておられ、現施設の南側の土地の地権者に商談されたところ、譲渡人3名の内2名は、ご夫妻で共に高齢で農作業が困難であり、もう1名は、体調不良のため農作業が全くできない状況であり、3筆とも不耕作地であり、荒廃するのは明らかです。結果、商談は合意されました。

甲賀市介護保険施設事業者として選定されたことにより、申請地に車両21台分の駐車場、緑地30平方メートル、庭353平方メートルの介護付き有料老人ホームに24室を併設されます。雨水対策は道路側溝に流され、隣接する農地には影響はありません。地元の農業改良組合長及び隣地の地権者等の同意も得られておられます。吉村農地利用最適化推進委員とともに現地を確認し、各地で運営されている福祉施設の状況も鑑み、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 続いて、区域番号16番吉村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 事務局並びに田畑農業委員の詳細な説明のとおりで、補足説明はございません。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、整理番号21番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号21番については、許可とすることに決定いたします。
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は開発許可と同日付けとなります。以上です

議長 　続きまして、整理番号22番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号22番について説明します。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画図は15ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地で、運搬車両置場を目的とする申請です。

　計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、東側にある工場の製品を運搬するための車両6台を駐車されます。雨水排水は地下浸透による処理とされます。西側隣接農地への流出防止として、敷地西側に素掘り水路を設置されます。新たな造成工事はなく、土砂の流出等による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

　以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　整理番号22番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号9番奥村です。

　8月7日に、現地を確認させていただきました。国道1号沿いで、東側に細く奥の田に伸びる細い道、そこを利用して駐車場に進入されておりましたが、大きな車両を駐車するのに直角に回るが難しいため、国道から直接この車両置場の方に進入できるようにするための場所を広げたいということでした。他に別に問題はなく、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号20番中村推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号20番中村です。
8月7日に奥村農業委員と現地を確認し、問題ないことを確認しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号22番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22番については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号23番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号23番について説明します。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、農業振興地域整備計画区域内の白地農地で、第1種農地です。
クラッシャープラントの敷地増設を目的とした申請です。申請地は第1種農地ですが、隣接する既存施設の敷地増設であり、申請面積は事業に供する面積の3分の1を超えないことから、第1種農地の例外的許可基準に該当します。計画によると、賃貸借権の設定により、クラッシャープラントの敷地増設をし、砂利等の資材置場、碎石置場として利用されます。南北の畦畔を残して敷地は全体的に切土を行い、隣接地よりも地盤を低くすることで、土砂、雨水排水、資材等の隣接農地への流出を防止されます。既存施設からの進入路には水路を設置し、柵にて集水し、土地改良区管理の用悪水路を経由して河川に放流されます。これらのことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。事業に要する資金は自己資金とされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。
なお、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の開発の手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 整理番号23番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。
整理番号23番の議案に関しては、事務局の説明のとおりで、私から説明することはございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号21番服部です。
特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号23番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。
よって、整理番号23番については、許可とすることに決定いたします。
なお、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定と同時許可となります。

議 長 続きまして、整理番号24番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号24番について説明します。参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

貸駐車場・貸資材置場及び通路を目的とした申請です。計画によると、譲渡人から申請地を購入し、譲受人が代表を務める法人に、駐車場、資材置場として貸し出されます。なお、申請地南側の宅地には事務所を建築されます。また、申請地内、東側については、南側の市道から、北側の里道への通路として使用されます。雨水排水は自然浸透及び道路側溝への放流により処理されます。造成工事は整地程度

です。周囲に農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。事業に要する資金は自己資金とされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号24番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

顛末書の件について説明いたします。参考図の21ページ、通路とある所ですが、通路を真っすぐ行くと細い道路がり、その奥には住宅が並んでおります。この細い道路では、大きな普通車だと通れず、譲渡人は奥の住民の要望で、通路として使用されていまして。今回、譲受人が申請地を購入されると通路が消滅してしまいます。しかし、譲受人は、奥の住民の要望があれば、従前の様に進入路として使用可能とのこと。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号21番服部です。

奥村農業委員の説明のとおりで、特に問題はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号24番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。よって、整理番号24番については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号25番について審議いたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号25番について説明します。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。
- 譲受人は申請地を太陽光発電施設設置の適地であるとして申請されました。申請地は第2種農地ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、他に適当な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画によると、譲渡人から申請地を購入し、太陽光パネル1,128枚、パワーコンディショナー12台を設置、発電設備としての発電出力は300キロワットとなっています。雨水排水は新設する水路を経由して河川への放流により処理されます。新たな造成工事はありません。また、周囲に耕作されている農地はありません。事業に要する資金は自己資金とされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られています。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。
- なお、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。
- 議長 整理番号25番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号1番緩利です。
- 申請地は、参考図23ページの「長野線」と記載のある所から、既に譲受人である会社の太陽光発電施設が、広い面積を以前から何度も申請をされ、建設されています。今回の申請は、既存の太陽光発電設備のある隣で、同様に太陽光発電施設を設置されます。
- 代替地として他になく、一帯が太陽光発電施設となっていますので、今回の申請に関しても、致し方がないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。
- 議長 続いて、区域番号23番杉本推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号23番杉本です。
- 緩利委員の説明のとおり、隣接する東側に既に太陽光発電施設がございます。1年前から現地を確認しており、管理をされている現状です。農地利用の最適化の推進に支障はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号25番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号25番については、許可相当とすることに決定いたします。
なお、この案件は面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ
諮問いたします。
また、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定と同時
許可となります。

議 長 続きまして、整理番号26番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号26番について説明します。参考図は25ページ、26ページ、土地
利用計画図は27ページです。土地利用計画図をご覧ください。開発区域の県道に
接する箇所は農地ではなく、東側の一団の土地が今回の申請対象農地です。申請地
は、市街化調整区域内の第2種農地です。

譲受人は申請地を太陽光発電施設設置の適地であるとして申請されました。申請
地は第2種農地ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、他に適当
な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画による
と、譲渡人から申請地を購入し、太陽光パネル684枚、パワーコンディショナー
8台を設置、発電設備としての発電出力は200キロワットとなっています。雨水
排水は新設水路を經由して道路側溝への放流により処理されます。開発区域内の北
側の、パネル5列分程度の区域が道路側溝よりも低く、排水できないため、盛土を
行われますが、周辺への土砂の流出はなく、農地への被害はないと考えられます。
事業に要する資金は自己資金とされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得
られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。

なお、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の開発手続き中であり、転用許
可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 整理番号26番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

申請地は県道4号沿いで、既にこの地域一帯は至る所に小規模な太陽光発電設
備が点在しています。なお、申請地につきましては2軒の建物に挟まれている所

で、周囲は原野化されつつあります。このままでは原野化が進んでしまうところ、今回の申請は土地が管理されることで、致し方のない利用方法ではないかと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号23番杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号23番杉本です。

現状を確認しましたところ、周囲は山に囲まれており、耕作する農地はありません。今後、放置される可能性もあり、太陽光発電施設を設置されることで、農地利用の最適化の推進に支障ございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号26番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号26番については、許可とすることに決定いたします。

なお、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定と同時に許可となります。

議 長 続きまして、整理番号27番については、先ほど審議を終えておりますので、整理番号28番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号28番について説明します。参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を太陽光発電施設設置の適地であるとして申請されました。計画によると、譲渡人から申請地を購入し、太陽光パネル84枚、パワーコンディショナー6台を設置、発電設備としての発電出力は33キロワットとなっています。雨水排水は地下浸透及び道路側溝への放流により処理されます。また、新たな造成工事はなく、隣接農地よりも低い土地であることから、周辺農地への被害はないと考えられます。事業に要する資金は自己資金及び借入とされます。農地転用に際

し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関し、設備面での経済産業省の認定は受けておられますが、現在、事業者の変更についての手続き中です。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号28番については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

8月11日に代理人と市原農事改良組合長、和田推進委員と、現地立ち会いのうえ、確認しました。現地は、水路が有効に整備された状況であり、周辺農地に対して、また周辺の他の部分に関しても、特に問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号34番和田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号34番和田です。

売買物件でもあることで、設置後環境面においても、草刈作業並びに側溝の清掃についても、対応していただくよう売買先に承諾していただいています。したがって、農地利用の最適化推進に支障ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号28番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号28番については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号29番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号29番について説明します。参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を駐車場にするため、申請されました。計画によると、譲渡人から申請地を購入し、東側に隣接する住宅の駐車場として利用されます。造成工事としては、表土を除却後、コンクリートにて舗装されます。また、雨水排水については、隣地との間にはコンクリートブロックを設置し、敷地東の既設水路に放流されることから、転用することによって周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号29番については、議席15番川村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番川村です。

現地確認した結果、事務局の説明のとおりで排水等も特に問題もなく、また周囲に影響もなく許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 続いて、区域番号38番井ノ口推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号38番井ノ口です。

川村農業委員から説明があったとおりで、周囲の農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号29番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号29番については、許可とすることに決定いたします。議案第69号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第70号「事業計画変更承認申請審議について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第70号について説明します。議案書は9ページ、参考図は37ページ、38ページ、土地利用計画図は39ページです。

本案件については、当初計画者が申請地を購入し資材置場とするとして、令和2年1月20日に農地法第5条の許可をしています。その後、隣接地での太陽光発電施設設置工事の際、土地の利用可能面積が見込みより減ったため、当該区域を合わせ、一体の区域として太陽光発電施設を設置されるものです。また、併せて、転用事業者に関しても、当初計画者から承継者に事業譲渡するための変更承認申請です。現状、既に土地利用計画図のとおり太陽光パネル288枚を設置されていますが、売電は開始されていません。隣接する農地はありません。事業変更の際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては、今回の計画変更内容と合致した、変更認定済みです。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号3番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

この申請地は、令和2年に許可が下り、目的外使用で数年に渡り事業が停止状態で、太陽光発電設備が設置され、数年経過しております。これにより周辺への影響はなく経過しており、今回の変更により、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号10番奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請地は、令和2年1月20日に許可された案件で、資材置場から太陽光発電施設に変更されたものです。当地は不耕作であり、周辺農地も耕作されておらず、農地利用の最適化の推進にも問題なく、許可相当と判断されます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号3番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番については、承認することに決定いたします。
議案第70号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第71号について説明します。議案書は11ページからです。
今月の決定は1件で、借り手、貸し手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。
12ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権の設定の面積は1,657平方メートルです。また、借り手の農地台帳による農業経営状況は、14ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第71号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第71号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第71号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

- 事務局 専決処理報告について説明します。調書は15ページ、16ページ、参考図は40ページから42ページです。
- 今月は、農地法第5条の届出が3件、農地法施行規則第29条の届出が1件です。内訳は第5条では、分譲宅地が1件、駐車場が1件、貸駐車場が1件です。施行規則では農業用倉庫が1件です。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 議長 質問等がありませんので、続きまして、**報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。
- 事務局 今月の田畑形状変更の届出は1件で、調書は17ページ、参考図は43ページです。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 議長 田畑委員。
- 田畑委員 議席3番田畑です。
- 本案件につきましては、何年か前に3条案件で出ておりました。その時には変更せず、水稻を作付けすると記憶しております。しかし、形状変更することとことで、取得された経緯について事務局でわかる範囲で、説明をお願いします。
- 事務局 取得された経緯については、承知しておりませんので調べておきます。しかし、このまま耕地として農地を荒廃させることなく利用すると伺っています。
- 議長 他にご質問等ございませんか。
- 議長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議長 続きまして、報告事項に入ります。
- 報告事項1「事務局報告事項」**について、お願いします。
- 事務局
- ・経過と予定
 - ・8月総会議案 第66号 県農業会議常設審議委員会の報告

- ・委員パトロール（7月）の実施報告
- ・地域パトロール結果報告
- ・県農業会議配布のタブレットについて

議 長 続きます。前回の総会でご質問がありました件について、「役員会報告」をさせていただきます。

北田会長 保井農業委員から質問いただいた、プロジェクター等を使用した現地写真の掲示について役員会で協議した結果を報告します。

総会における写真の提示は、非農地証明についての議案など、議案審議のために写真の提示が必要であると、「役員会で決定したもの」に限り、会場入口付近に掲示することの確認をいたしました。なお、写真の掲示については、全員にタブレットの配布後も、同じ対応といたします。しかし、各委員がタブレットの地図アプリを使って状況の確認をすることまで妨げるものではありません。以上役員会で協議、決定した報告とさせていただきます。

議 長 保井委員よろしいか。

保井委員 はい。

議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。